

財関第 1 2 5 0 号
平成 18 年 10 月 13 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸 恭

北朝鮮に対する措置に伴う税関の対応について

今般の北朝鮮による核実験に係る我が国の対応として、平成 18 年 10 月 11 日に開催された安全保障会議において、北朝鮮船籍船舶の入港禁止、北朝鮮からの輸入禁止、北朝鮮籍を有する者の入国の原則禁止等の措置を発動することが決定され、本日(10 月 13 日)「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」及び「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」が閣議決定されたところである。

上記決定を受けて、これらの措置を的確に実行するため、税関においては、下記により実施されたい。

記

1. 北朝鮮船籍船舶の入港禁止

「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」の告示が別紙 1 のとおり本日付で公示されたので、北朝鮮船籍船舶に対し、とん税等の納付を確認したうえで、速やかに関税法第 17 条の規定に基づく出港を許可するとともに、関係官庁と連携し、10 月 14 日までに確実に出港させること。併せて、10 月 14 日以降に入港するすべての船舶について、北朝鮮船籍船舶ではないことを船舶国籍証書等により確認すること。

2. 北朝鮮からの輸入禁止

北朝鮮に対する輸入禁止措置を実施するための輸入公表の一部を改正する告示等が本日付で公示され、10 月 14 日から実施される予定である。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知(別紙 2)をも踏まえ、関係官庁との連携を密にし、本輸入規制措置の実行を確保すること。特に、第三国を経由した北朝鮮産品の迂回輸入がなされることのないよう、周辺国から輸入される貨物等に係る原産地の確認など、厳正な審査・検査を実施すること。

3. 税関行政の厳格な執行

税関行政の執行に当たっては、テロ対策、大量破壊兵器の不拡散等の観点から、従来から、輸出通関における厳正な他法令確認、要注意国との輸出入者等を対象とした輸出入事後調査の的確な実施及び出入国旅客等に対する携帯品の的確な検査の実施を図ってきたところであるが、今般の措置の実施を踏まえ、これらの業務を一層厳正かつ的確に実施するとともに、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、船舶代理店等関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

○内閣告示第四号

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第二百二十五号）第三条第三項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定を次のとおり変更したので、同法第四条の規定により告示する。

平成十八年十月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について

平成十八年十月九日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法（平成十六年法律第二百二十五号。以下「法」という。）第三条第三項に基づき、「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置について」（平成十八年七月五日閣議決定）の一部を次のとおり変更する。

「一 入港禁止の理由」中、「平成十八年七月五日未明より複数回にわたり、北朝鮮から、テポドン2を含めた弾道ミサイル又は何らかの飛翔体が発射されたものと考えられる。今回、我が国を含む関係各国による事前の警告にもかかわらず発射を強行したことは、我が国の安全保障や国際社会の平和と安定、さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から重大な問題であり、船舶・航空機の航行の安全に関する国際法上問題であると同時に、日朝平壤宣言にあるミサイル発射モラトリアムにも違反する。また、六者会合の共同声明とも相容れない。」を「平成十八年十月九日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年七月五日に弾道ミサイルを発射したことに加え、今般核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約（NPT）体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第一六九五号及び同年十月七日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。」に改める。

「三 特定船舶」を次のように改める。

北朝鮮船籍のすべての船舶

「四 入港禁止の期間」を次のように改める。

平成十八年十月十四日から平成十九年四月十三日までの間。ただし、万景峰九二号（北朝鮮船籍船舶、貨客船）については、平成十八年十月十三日から平成十九年四月十三日までの間。

「六 法第六条第一項の規定により特定船舶を出港させなければならない期日」を次のように改める。

平成十八年十月十四日

「七 その他入港禁止の実施に関し必要な事項」を次のように改める。

なお、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止に関する
閣議決定新旧対照表

変更後	現行
<p>1 入港禁止の理由 <u>平成18年10月9日、北朝鮮により核実験を実施した旨の発表がなされた。北朝鮮が同年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、今般核実験を実施していることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威である。これは核兵器不拡散条約(NPT)体制に対する重大な挑戦であり、また、日朝平壤宣言及び六者会合の共同声明のみならず、国際連合安全保障理事会決議第1695号及び同年10月6日の国際連合安全保障理事会議長声明にも違反するものである。今回の事案を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要であると認め、法第3条第1項に基づき、3に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。</u></p>	<p>1 入港禁止の理由 <u>平成18年7月5日未明より複数回にわたり、北朝鮮から、テポドン2を含めた弾道ミサイル又は何らかの飛翔体が発射されたものと考えられる。今回、我が国を含む関係各国による事前の警告にもかかわらず発射を強行したことは、我が国の安全保障や国際社会の平和と安定、さらには大量破壊兵器の不拡散という観点から重大な問題であり、船舶・航空機の航行の安全に関する国際法上問題であると同時に、日朝平壤宣言にあるミサイル発射モラトリアムにも違反する。また、六者会合の共同声明とも相容れない。今回の事案を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要であると認め、法第3条第1項に基づき、3に掲げる特定船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。</u></p>
<p>2 特定の外国 (略)</p>	<p>2 特定の外国 (略)</p>
<p>3 特定船舶 <u>北朝鮮船籍のすべての船舶</u></p>	<p>3 特定船舶 <u>万景峰92号(北朝鮮船籍船舶、貨客船)</u></p>
<p>4 入港禁止の期間 <u>平成18年10月14日から平成19年4月13日までの間。ただし、万景峰92号(北朝鮮船籍船舶、貨客船)については、平成18年10月13日から平成19年4月13日までの間。</u></p>	<p>4 入港禁止の期間 <u>法第4条の告示の日(以下「告示日」という。)から6箇月間</u></p>
<p>5 法第2条第2項第2号の船舶を特定船舶</p>	<p>5 法第2条第2項第2号の船舶を特定船舶</p>

<p>とする場合にあっては、同号に規定する日 (略)</p>	<p>とする場合にあっては、同号に規定する日 (略)</p>
<p>6 法第6条第1項の規定により特定船舶を 出港させなければならない期日 <u>平成18年10月14日</u></p>	<p>6 法第6条第1項の規定により特定船舶を 出港させなければならない期日 <u>告示日において本邦の港に入港している 場合にあっては、告示日</u></p>
<p>7 その他入港禁止の実施に関し必要な事項 なお、必要な人道上の配慮を行う<u>とともに</u> <u>に、法令の執行に支障を及ぼさないように</u> <u>する。</u></p>	<p>7 その他入港禁止の実施に関し必要な事項 なお、必要な人道上の配慮を行う。</p>

(別紙2)

経済産業省

平成18・10・13貿局第2号

平成18年10月13日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

平成18年10月13日付け経済産業省告示第308号及び第309号について

上記の件について、別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本告示改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願い致します。

○経済産業省告示第三百八号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成十八年十月十四日から施行する。

平成十八年十月十三日

経済産業大臣 甘利 明

二の表の第1のりベリア及びコートジボワールを除く国及び地域の項の次に次のように加える。

北朝鮮			全貨物
-----	--	--	-----

附 則

この告示による改正後の輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表二の表の第1の北朝鮮の項の規定は、平成十九年四月十三日限り、その効力を失う。

○経済産業省告示第二百九号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）別表第一第一号、第三号、第十五号、第二十一号及び第二十二号の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百八十九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次のように改正し、平成十八年十月十四日から施行する。

平成十八年十月十三日

経済産業大臣 甘利 明

第三号中「とする。」の下に「ただし、当該輸入に係る原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物にあつては、1から6までの項に規定する貨物を除く。」を加える。

第四号中「とする。」の下に「ただし、当該輸入に係る原産地又は船積地域が北朝鮮である貨物を除く。」を加える。

附 則

この告示による改正後の輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物第三号及び第四号（ただし書に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年四月十三日限り、その効力を失う。